

新宿区産業振興会議 第 7 期 報告書 (案)

令和 5 年 8 月 23 日～令和 7 年 8 月 22 日

はじめに



新宿区産業振興会議
会長 植田 浩史

目次

第1章 新宿区産業振興会議について.....	6
1. 新宿区産業振興会議について.....	6
2. 第7期産業振興会議の検討事項.....	7
第2章 経営支援施策の現状と課題.....	8
第3章 経営支援施策の推進について.....	12
第4章 創業支援施策の現状と課題.....	16
第5章 創業支援施策の推進について.....	20
産業振興会議委員のコメント.....	23
資料編	
1. 第7期新宿区産業振興会議 委員名簿	
2. 第7期新宿区産業振興会議 開催実績	
3. 新宿区産業振興基本条例	
4. 新宿区産業振興会議規則	

第1章 新宿区産業振興会議について

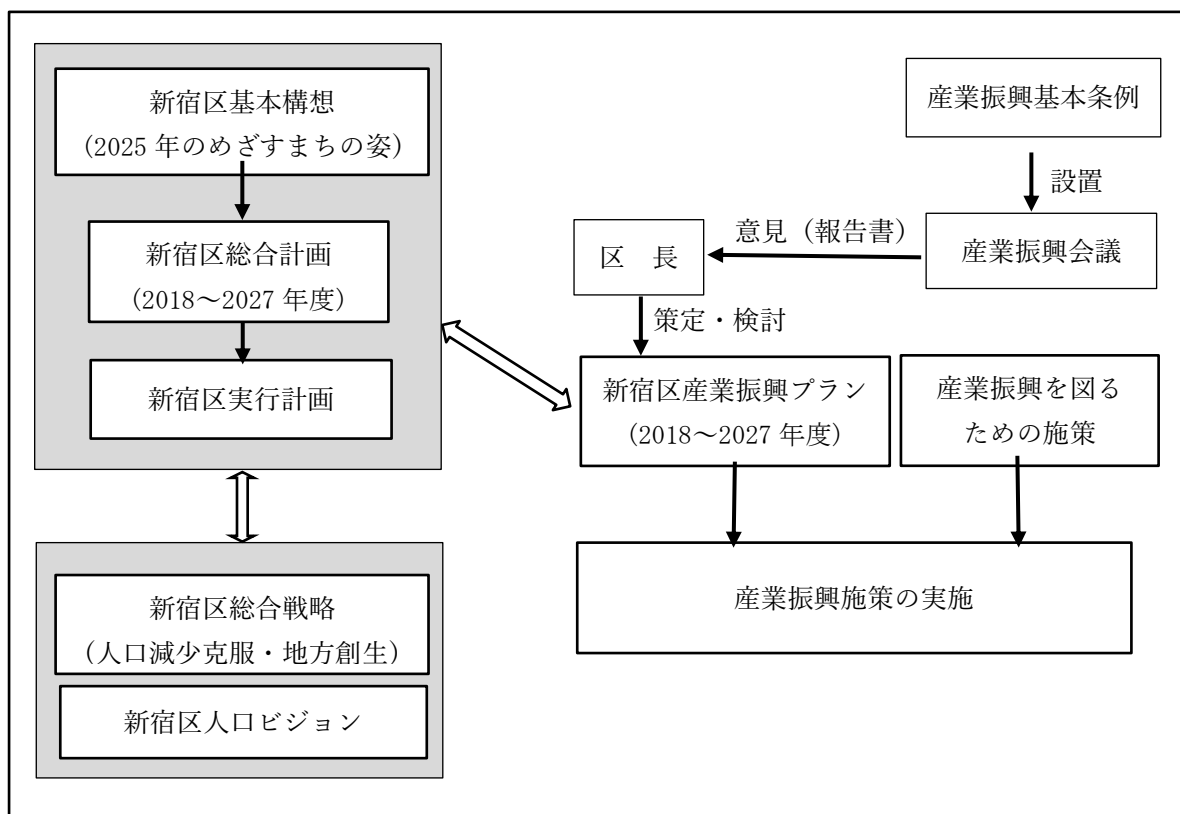
1. 新宿区産業振興会議について

新宿区では、産業振興に関する基本的な考え方を示すとともに、産業に関わるすべてのものの役割を明らかにして、持続的・体系的な施策の展開や課題の解決を図っていくための指針として、平成23年4月に「新宿区産業振興基本条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。同年、条例に基づき、産業振興施策を効果的・効率的に実施していくため、区長の附属機関として「新宿区産業振興会議」（以下、「産業振興会議」という。）が設置されました。

また、産業振興会議での検討を踏まえて平成30年3月に策定された現行の「新宿区産業振興プラン」（以下、「産業振興プラン」という）は、「新宿区基本構想」および「新宿区総合計画」の実現を目指した個別計画として位置付けられ、新宿区が目指すまちの姿を産業振興の面から実現していくための基本目標や施策の方向性を明らかにしています。

産業振興会議は、学識経験を有する者、区民及び事業者並びに商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関のそれぞれの関係者から構成されており、区の産業振興に関する事項について調査審議し、区長に意見を述べることを規定しています。

新宿区の計画体系と産業振興会議、条例との関係



2. 第7期産業振興会議の検討事項

第6期では、コロナ禍や物価高騰による様々な課題に直面する区内中小企業・個人事業主の取組を後押しし、地域経済の活性化を図っていくためにはどのように施策を推進することが重要かを考え、今後の産業振興施策の方向性を検討しました。

この検討の中では、「中小企業が成長・発展し続けるまち」、「地域特性を活かし付加価値を生み続けるまち」という2つの観点から、区に対して具体的な施策についての意見を示し、区ではこれらの意見を受けて、区内中小企業・個人事業主の経営力強化のための取組や地場産業支援の取組などを更に進めてきたところです。

第7期では、現在の区内中小企業・個人事業主を取り巻く社会・経済状況を踏まえ、経営支援をさらに強化する施策、また、将来に向けて地域での想像力のある産業を形成・育成していくための創業支援を強化する施策を取り上げ、それぞれを推進・展開していくための具体的な施策を掘り下げ、検討を行いました。

第2章 経営支援施策の現状と課題

経営支援は、融資や補助金などの金銭的支援と経営相談やセミナーの提供、専門家派遣などの人的支援により構成され、経営環境の見通しが立ちやすい状況では、金銭的支援が課題解決に効果的ですが、現在のような経営環境が不透明かつ変化の激しい時代においては、何を課題として認識・把握するかという課題設定型の人的支援が益々重要になってきています。

本章では、こうした認識に基づき、区の経営支援のうち人的支援の各事業における現状と課題を抽出し、次章で今後の施策の展開について提言します。

1. 相談支援について

(1) 利用状況

区の商工相談¹では、中小企業診断士の資格のある相談員が、事業計画や経営の合理化など、経営一般に関する相談を受け、適切な助言を行うことで、事業者の経営力の強化を支援しています。具体的な相談内容については、次頁に示すとおり、融資と特定創業に関する相談の合計が全体の約9割を占めています。融資の相談では、対象要件や必要書類の確認が中心であり、また、特定創業では、特定創業支援等事業²に基づく法人登記手数料の減免等が主な目的となっており、経営内容そのものに関する相談については、年度によって多少の増減はあるものの、商工相談の利用が限られている状況です。また、事業所や店舗に中小希望企業診断士や社会保険労務士等の専門家を派遣する「ビジネスアシスト新宿³」の事業では、利用件数が多くない状況が続いています。

以上のことから、区内中小企業・個人事業主の経営に、こうした区の経営相談の各種機能が十分に活用されていないことが課題となっています。

¹ 商工相談・・・区内中小企業・個人事業主や商店会等に対して専門知識を有する商工相談員（中小企業診断士等）が実施する経営全般に関する相談や助言、経営診断

² 特定創業支援等事業・・・産業競争力強化法により認定を受けた新宿区創業支援等事業計画に基づく、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を習得するための創業の支援事業。この事業に位置付けられたセミナー等の支援を受けた創業者・創業希望者は、関係機関から証明書の発行を受けることで、「登録免許税の軽減」や「創業関連保証の特例」等の優遇を受けることができる。

³ ビジネスアシスト新宿・・・中小企業診断士、社会保険労務士等の専門的な知識を持った指導員が事務所等を直接訪問し、経営の改善や課題解決のためのアドバイスを実施する事業

【商工相談の実績（年度別）】

（単位：件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
融資	1,498	1,436	1,265	1,274	1,312	2,665	1,348	1,408	832	829	13,867
特定創業	9	147	141	99	139	204	315	584	795	556	2,989
開業	13	10	9	5	13	78	57	55	36	47	323
経営	35	23	15	0	7	2	16	11	40	70	219
経営診断	22	21	23	10	24	14	22	14	20	21	191
その他	2	1	2	3	5	9	14	12	13	12	73
取引	1	0	0	1	1	0	0	1	3	0	7
労務	0	0	0	0	2	1	1	1	2	1	8
税務	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
経理	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	1,580	1,638	1,455	1,393	1,503	2,973	1,774	2,087	1,741	1,536	17,680

【「ビジネスアシスト新宿」の実績（年度別）】

（単位：件）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
件数	15	15	10	23	28	45	42	51	22	33	284

（２）相談支援体制

来所型の商工相談と令和 6 年度まで実施されていた訪問型の「ビジネスアシスト新宿」は、それぞれ別々の事業として運用され、相談内容が事業間で共有されず、事業者の課題を効果的に解決していくという点で課題がありました。

また、国や東京都等においても、様々な産業振興施策が展開されていますが、こうした各支援機関が実施する様々な施策をこれまで以上に相談業務の中での的確に案内できるよう相談支援体制を強化することも求められています。

（３）商工相談員の相談力強化

現行の商工相談員は、中小企業診断士の資格を有し、中小企業支援に関する専門知識や経験を備えていますが、業務に関するマニュアルや相談員に対する研修等の仕組みがなく、相談業務の質の確保が相談員自身の経験や資質に委ねられており、組織としてマネジメントの確立が課題となっています。具体的には、各相談に対する課題解決のアプローチについて、個人の経験や資質だけに頼らず、組織としての明確な運営方針の下、事業者に対して最適な助言を行えるよう、相談員の相談力を強化する必要があります。

（４）専門分野の多様化

令和 6 年度まで実施されていた「ビジネスアシスト新宿」には、約 30 名の専門家が登録され、その大半が中小企業診断士のため、より専門的な相談への対応が難しい体制となっていました。中小企業支援には様々な分野の専門家の支援も効果的であること

から、今後は各事業者の業務内容や課題に応じ、販売促進をはじめ業務効率化や人材育成など、幅広い分野からエキスパートを招聘し、専門分野の深化や多様化を図ることが求められています。

(5) 相談記録の活用

現在、相談記録が紙媒体で保存されているため、相談員が過去の相談記録をすぐに確認できない環境となっており改善が必要です。また、紙媒体では相談員間での事例の共有に支障があるとともに、業種別や従業員規模別の相談内容等の分析を行う点でも改善を検討していく必要があります。

(6) 利便性の向上

現在、商工相談の空き状況がホームページ等で公開されていないため、面談を予約する際は、利用者が電話で空き状況を確認する必要があります。また、相談方法も対面型の面談のみとなることから、来所が必須となっており、事業者の利便性の向上を図ることが課題となっています。

(7) 認知度の向上

令和6年7～9月期の景況調査における特別調査では、商工相談の認知度は、「知っている」が約31%、「知らない」が約69%となっています。また、「ビジネスアシスト新宿」の認知度は、「知っている」が約16%で、「知らない」が約84%となっています。以上のことから、商工相談や「ビジネスアシスト新宿」という事業の名称では、何を相談できるのか、どのような支援事業なのかが分かりづらいため、名称の変更も含めて認知度の向上に向けた取組が必要です。

2. 講座の提供について

(1) 講座内容の多様化

区は令和5年度及び6年度に、区内中小企業の経営者及び従業員、個人事業主を対象に、売上向上に結びつける講演や実践的な学びのための「売上向上実践講座⁴」を開催するなど、事業者を取り巻く経営課題に対応した事業を行っています。事業者を取り巻く課題は多岐に渡っており、社会経済状況の変化に迅速に対応するためには、スピード感をもって、講座内容の多様化を図りながら、事業者にとって有意義な講座を提供していくことが重要です。合わせて、こうした講座やセミナーを必要としている方々に届くような仕組み作りも工夫していく必要があります。

⁴ 売上向上実践講座・・・区内企業の経営者及び従業員、個人事業主を対象とした、企業や店舗が持つ潜在的な魅力を向上させ、売上向上に結び付ける講演会及び講座（令和5年度・6年度に実施）

（２）経営相談との連携

講座で学んだことを実践し、効果的に経営に活かしていくためには、講座の受講者に経営相談の利用を積極的に促し、経営相談事業との連携を強化していくことが有効です。同様に、経営相談の利用者に講座の受講を勧めるなど、講座と経営相談を連携させて、経営支援を一体的に進めていくことが、効果的な事業者支援として重要となっています。

３．情報提供について

（１）一体的な情報提供

区のホームページには、融資や補助金など産業振興施策に関する情報がそれぞれ別々に提供されていますが、経営支援に関する情報は多岐に渡るため全体像の把握が困難です。このため、国や東京都等も含め様々な産業振興施策を一体的かつ分かりやすく提供していく必要があります。

（２）情報発信ツールの充実

区は、紙媒体として、産業団体や金融機関向けに「ビズタウンニュース」、商店会会員向けに「新宿商人^{あきんど}」、国や東京都等の産業支援施策も掲載した「中小企業支援ガイド」を発行しています。また、電子媒体では、メールマガジンと区公式 LINE による情報発信を実施していますが、より効果的に情報を提供するため、今後は、SNS 等を活用した情報発信ツールの充実が求められています。

第3章 経営支援施策の推進について

今後の経営支援は、経営資源に制約のある事業者に寄り添った支援を展開し、事業者と共に進むべき道を描き、事業者の自己変革力を後押ししていく取組が求められます。

また、コロナ禍を契機として、インフレを基調とした経済環境に局面が大きく変化するなど経営環境が激変している中においては、総合的かつ専門的な支援が求められており、経営相談による支援を中小企業支援の中核的な事業として発展させていくことが求められています。こうした認識に基づき、今後の経営支援の推進について提言します。

1. 相談支援体制について

現在の商工相談と令和6年度までのビジネスアシスト新宿の機能を統合し、商工相談員が事業者の課題を丁寧に傾聴し、当事者である経営者が十分に腹落ち（納得）する課題を設定し、必要に応じて各分野の専門家と相談内容を共有・連携しながら、高い専門性により効果的に課題解決を図る伴走支援型の相談支援体制を構築することが重要です。相談支援体制の構築にあたっては、商工相談のマニュアルを作成し、相談内容の核となる点を的確に把握できるよう対話と傾聴を更に重視した相談手順や、支援の進め方などの運営方針を明確にし、それに基づいた相談員向けの研修プログラム等を実施していく必要があります。相談してみたいと思ってもらえる専門家を多数幅広い分野から招聘する中で、的確に情報提供するとともに各支援機関とも連携を図り、総合的かつ専門的な支援を提供し、事業者の持つ自己変革力を後押ししていくことも重要です。

また、こうした取組を推進するためには、相談記録の電子化が不可欠であり、相談記録の閲覧や共有を容易にできるようにするとともに、オンライン予約やオンライン相談にも対応することで、利便性を向上させ、より一層利用しやすい制度にしていくことも不可欠です。融資に関する相談など定型的な内容については、AI エージェント⁵といった最新技術の活用も、技術の進展を見極めながら、今後、視野に入れて検討していくことも有益です。

さらに、経営相談の認知度向上を図り、利活用を推進するためには、日頃から事業者と密接に関わりのある金融機関に区の制度を紹介してもらえるよう粘り強く働きかけていくことが重要です。また、名称についても、事業の再編と合わせて、事業者に対して訴求力があり、気軽に利用したいと思ってもらえる親しみやすい名称に変更することも効果的です。

⁵ AI エージェント・・・与えられた目標を達成するために、周囲の状況を認識しながら自ら判断し、最適な行動を選択・実行する、自律型の AI システムをいう。

最後に、こうした相談支援体制を常にブラッシュアップしていくためには、産業振興会議をはじめ、区と地域の金融機関で構成する中小企業支援ネットワーク会議⁶や産業コーディネーター⁷などの第三者の意見も取り入れながら、区が現状や取組の分析を不断に行い、自ら変革を繰り返しながら改善を図っていくことを期待します。

2. 講座の提供について

現在、事業者の多くは物価高騰に伴う価格転嫁や人材確保、事業の効率化など、多岐に渡る経営課題を抱えているため、事業者のニーズに即した多様な講座を時機を逸せずに提供していくことが大切です。そのためには、その時々での相談内容に応じた講座を提供できるよう、経営相談と連携させて、一体的に事業を展開していくことが効果的です。また、講座受講者には講座の満足度とともに、どのような経緯で講座の受講に至ったのかアンケートを行い、受講者への情報伝達ルートや受講に至った要因を常に把握・分析しながら、講座の提供内容に反映していくことが重要です。

3. 情報提供について

経営支援に関する情報は、国・東京都や区の施策など多岐に渡っており、これらを如何にしてわかりやすく伝えていくか、事業者にとって必要な支援施策の情報を正確に届けられるかが、経営支援の方向性を決定していく上でも大変重要であることから、区が経営支援に関する専用のホームページを作成し、事業者の視点に立って、どのような支援が受けられるのか、わかりやすく一体的に情報提供をしていく体制を構築することが重要です。また、専用のホームページだけでなく、冊子やSNSも最大限活用し、周知媒体による効果分析を行いながら、優れたコンテンツを提供することで、区の支援策に対する認知度や期待感を高め、各種支援の利活用促進につなげていくことが大切です。

4. 事業の実施にあたって

区は、今期の産業振興会議での検討意見も踏まえ、令和7年8月から経営相談や各種講座を一体的に提供する「経営サポート事業⁸」を開始しますが、本事業はこれからの変化の激しい時代における中小企業支援施策における中核的な事業として力強く推進されることを期待します。また、相談員と各分野の専門家が連携し、相談内容や支援状況等の情報共有を緊密に図るとともに、支援事例の分析・検証を重ねながら、個々の事業者に寄

⁶ 中小企業支援ネットワーク会議・・・区と区内に本支店のある金融機関が区内中小企業・個人事業主の創業・経営安定・事業承継等の現状・課題について情報交換を行い、企業支援のあり方について検討する会議

⁷ 産業コーディネーター・・・産業振興施策を効果的に実施できるよう具体策の提案をすること等を目的に、産業振興に関する専門的知識を有する者で新宿区長が委嘱した者

⁸ 経営サポート事業・・・相談員を「コーディネーター」、専門家を「アドバイザー」と位置づけ、相談から課題解決に向けた取組を一体的に支援する事業（15 ページに事業概要図掲載）

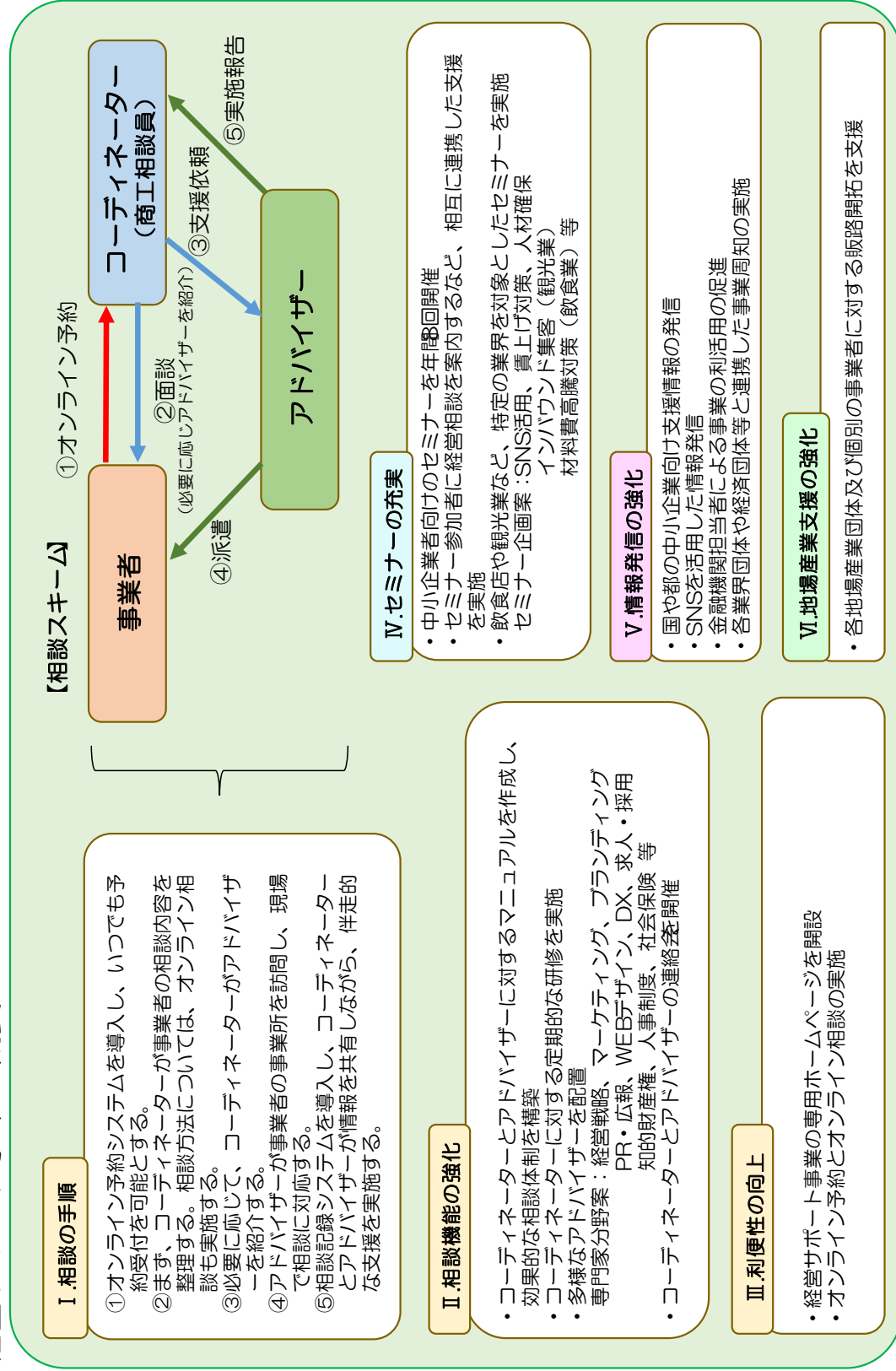
り添った効果的な中小企業支援につなげていくことも大いに期待します。

今般、「経営サポート事業」は、専門家の派遣や講座の提供などが民間委託により実施されることとなりますが、民間のノウハウを十分に活かし、区が自ら変革を体現する気概で取り組んでいくことが重要です。また、委託事業者任せきりにするのではなく、産業振興施策に携わる多くの区職員が経営相談への同席や事業所への同行により現場感覚を磨き、委託事業者とともに事業の検証と改善を重ねていくことが肝要です。加えて、現在の商工相談はスペースの面で、相談者同士の距離が近いという実態があることから、今後、施設整備等の機会を捉えて、プライバシーに配慮した相談環境の向上についても改善を期待します。

最後に、区は新たに経営サポート事業の開始により、これまで以上に寄り添った相談支援や貸会議室等を活用した幅広いテーマの講座も展開していくこととなりますが、産業会館（BIZ 新宿）が、新宿区における中小企業支援の拠点として施設の機能を十分に活かし、より一層効果的な運用を図っていくことを大いに期待します。

経営サポート事業の概要

令和6年度第4回（第7期第6回）新宿区産業振興会議資料（令和7年3月31日）

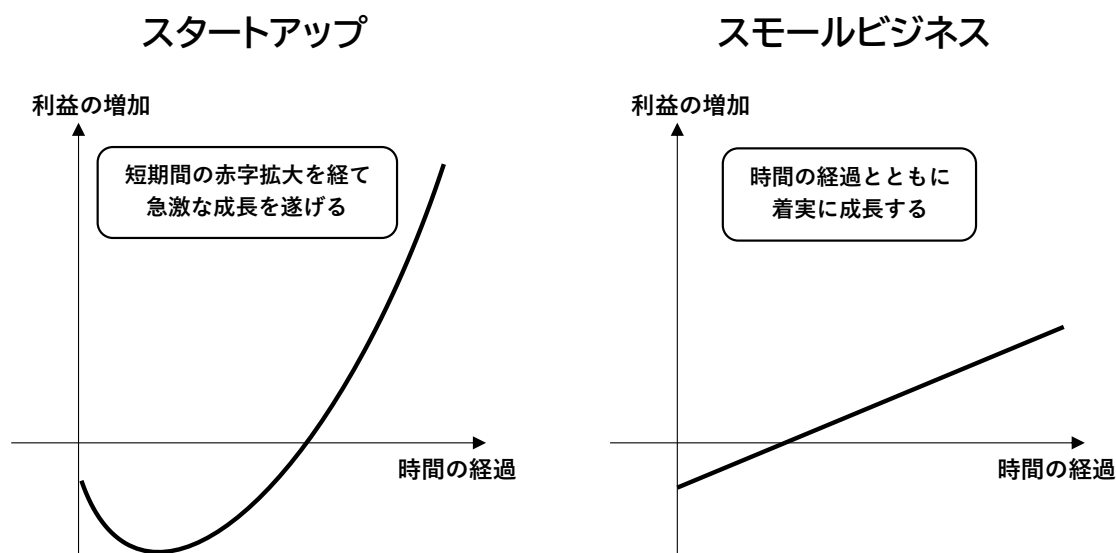


第4章 創業支援施策の現状と課題

現在、創業支援の検討にあたっては、スタートアップ⁹とスモールビジネス¹⁰の各々の事業特性に合った支援策を講じることが求められます。一般的にスタートアップは潜在的なニーズを対象とし、J字カーブの成長曲線を描くビジネスモデルです。一方、スモールビジネスは顕在化されたニーズを対象とし、線形的成長を描くものとされています。

区で実施している創業支援施策として主なものは、「新宿ビジネスプランコンテスト¹¹」、「制度融資（創業資金）」、「創業相談」のほか、「高田馬場創業支援センター」における「シェアオフィス」や「創業セミナー」となりますが、本章では、現状の区の創業支援に係る各事業の現状と課題を抽出し、次章で今後の施策の推進について提言します。

【スタートアップとスモールビジネスの比較】



⁹ スタートアップ・・・先進的なアイデア・技術を強みに、新しいビジネスを創り出し、短期間で急成長を遂げる事業

¹⁰ スモールビジネス・・・既存のビジネスモデルをベースに独自のサービスを強みに成長する事業。福祉、介護、教育、文化、環境保護などの社会需要を満たすサービス分野において地域密着型のスモールビジネスが注目されている。

¹¹ 新宿ビジネスプランコンテスト・・・東京商工会議所新宿支部との共催により、優れた事業計画を表彰し、表彰事業の事業化に向けたフォローアップを行う事業

1. 創業支援の取組について

スタートアップについては、政府が 2022 年（令和 4 年）を「スタートアップ創出元年」と位置付け、令和 4 年 11 月に、東京都がスタートアップ戦略推進本部を設置するなど、その機運が急激な高まりを見せ始めたのは、ここ数年のことといえます。区で実施している創業支援施策については、それ以前から実施されているものがほとんどであり、対象がスタートアップ、スモールビジネスいずれなのかについて、明確な区別が設けられていない状況です。

なお、現在区で実施されている創業支援施策のうち、スタートアップ支援としての側面が大きいものとしては「新宿ビジネスプランコンテスト」、スモールビジネス支援としての側面が大きいものとしては、「制度融資（創業資金）」、「創業相談」、「創業セミナー」があります。高田馬場創業支援センターにおけるシェアオフィスは、スタートアップ、スモールビジネスいずれも対象にしているといえます。

2. スタートアップ支援について

（1）事業手法の検討

新宿ビジネスプランコンテストは、区内で創業予定の方、創業して間もない中小企業を対象とした優秀な事業を表彰する制度で、事業計画策定のブラッシュアップ支援や入賞者に対するアフターフォロー支援等を通じて、新事業への取組を奨励しています。平成 30 年度から事業を開始し、令和 6 年度までの過去 7 年間で 327 件の応募を受け、入賞者 19 名、創業者 5 名を輩出してきました。

他方、本事業はコンテスト形式であるため、入賞者のみがその後の事業化に向けたアドバイスを受けられる仕組みとしているため対象が特定の方に限られており、主に創業準備段階にある方を対象としている点においても支援が限定的となっています。

本事業は学生を中心に創業の機運醸成やビジネスプランのブラッシュアップに一定の効果を果たしてきましたが、こうした多くの応募があることを鑑みれば、スタートアップ支援の対象者や時期（成長ステージ）等を拡大し、創業に至るまでの支援を主眼に置いた事業手法に発展させるとともに、創業後の支援実施についても検討する時期に来ていると言えます。

（2）大学等との連携

新宿ビジネスプランコンテストの応募件数 327 件の内、学生からの応募は 193 件、約 59%となっており半数以上を占めていますが、新宿区は都内でも多くの大学等が集積している地域であるとともに産業集積地でもあるため、こうした地域特性を活かし、区内の大学等と連携し、学生の創業を一層推進することが期待されます。また、近年は、スタートアップによる行政課題解決型のプロジェクトも注目され、大学等で集積された知を区政に活かしていくことも期待されています。さらに、近年は、国や東京都もスタートアップ支援に係る様々な施策を展開し、企業においてもベンチャーキャピタル

¹²部門の設置など、スタートアップ支援を充実させているところです。こうした各主体が様々な取組を展開する中で、区は様々な機関との結節点となり連携を強化することも求められています。

(3) 区内外に対する情報発信

新宿区は企業・大学・情報・資金等の集積地であり、世界一の乗降客数である新宿駅も有しているなどビジネスの拠点となる地域特性を有しています。こうした地理的特性を踏まえ、今後、スタートアップを目指す方々を如何にして新宿区内での創業に結び付けていくかという区内外に向けた情報発信が重要ですが、こうした取組が不十分であるため検討が必要です。

3. スモールビジネス支援について

(1) 相談機能の充実

創業に関する相談は、産業会館における商工相談でも行われているほか、高田馬場創業支援センターでも創業相談デスクを開設しており支援が重複しています。2ヶ所で実施するメリットはあるものの、その後の継続した支援を考慮するならばワンストップで相談を受け付け、支援に一貫性を持たせる必要もあり、この点についても検討を進めていく必要があります。

(2) 区内外に対する情報発信

新宿区には、創業の際に受けることができる利子補給の融資制度に加え、創業後に受けられる各種支援制度があります。こうした支援情報をホームページ等で分かりやすく発信し、今後、創業を考えている方々を、如何にして新宿区内での創業に結び付けていくかという区内外に向けた情報発信が重要ですが、こうした取組が十分でないため検討が必要です。

4. 高田馬場創業支援センターについて

(1) 事業手法の検討

現在、高田馬場創業支援センターと同様の機能を持つインキュベーション施設¹³は、区内に10か所あり、こうした施設は、同センターが開設した平成23年以降に開設されてきました。区における支援は、同センターの利用者を対象にしたものが主となっており、地域経済の発展・成長につなげるためにも、支援の範囲を拡げ、こうした区内インキュベーション施設利用者を対象とした支援の実施について検討する必要があります。

¹² ベンチャーキャピタル・・・成長が見込まれるベンチャー企業の事業将来性を見極めて、出資・ビジネス支援をする組織

¹³ インキュベーション施設・・・新しいビジネスの成長・事業化を促進するために、安価な家賃で、コンサルティング等の支援を併せて提供する賃貸施設

(2) 高田馬場創業支援センターのあり方

高田馬場創業支援センターは、平成 23 年度に開設され令和 6 年度末までで 202 名の利用者が施設を退所しており、内訳は創業が 150 名、経営改革が 16 名、創業等の断念が 36 名となっています。施設利用者の内、約 82%が創業や経営改革を実現し、一定の成果を果たしてきたところですが、前述のとおり、区内にインキュベーション施設が増加してきたことも踏まえ、今後は、こうした施設利用者などへの支援と併せて、同センターのあり方も検討する必要があります。

第5章 創業支援施策の推進について

新宿区は交通の利便性が高く、人・物・情報等が行き交う産業集積地域であり、創業者にとって恵まれた事業環境を有し、全国から起業家が集まる地域です。また、新宿区内は大学等の教育機関の集積地でもあり、こうした教育機関で培われた知と産業を結び付けていくことで、新宿区の地域社会の発展に寄与していくことが期待されます。

新宿区産業振興プランでは、基本目標に「革新と創造に取り組む企業の集積と持続的に発展する産業システムの形成」を掲げており、目標達成に向けて創業支援の果たす役割は極めて重要です。こうした観点を踏まえ、新たな創業支援施策の展開について提言します。

1. 創業支援の取組について

前述のとおり、スタートアップとスモールビジネスは、事業特性が大きく異なるため、特性を十分に理解した上で、それぞれに合った支援策を講じていく必要があります。また、効果的に創業につなげるためにも、事業がスタートアップを対象としたものか、あるいはスモールビジネスを対象としたものか、区別して実施していくことも重要です。

2. スタートアップ支援について

区は、スタートアップ支援として新宿ビジネスプランコンテストを実施してきましたが、近年は創業の機運も社会的な高まりを見せる中、新宿区内で多くの起業を創出し、地域経済の発展・成長につなげるため、支援の対象者や対象とする時期（成長ステージ）等を拡充していくことが重要です。具体的には、限られた入賞者のみを事業化に向けた支援の対象とするのではなく、今後は、多くの創業希望者を対象として育成プログラム等の支援メニューを提供するなど、効果的な事業に転換する必要があります。また、これまでのように、創業準備段階を主とした一時的な支援にとどまらず、事業化に向けて本格的に進めていく過程における支援メニューを提供し、創業に至るまでの継続的な支援を通じて効果的に創業につなげていくことが大切です。さらに、創業後における事業の成長を後押しする取組にも期待します。

新宿区は最先端の研究や技術を生み出す大学等の教育機関の集積地であるため、大学等で培われた知を産業の振興や行政の課題解決に繋げていく地域特性を活かした産業振興施策の検討も期待されています。

加えて、スタートアップ支援にあたっては、区が中心となって、志を同じくする起業家同士や様々な関係機関の交流を促進することにより、多様な視点が問題の解決策を生み、共同開発の場となるようなコミュニティの形成を図っていくことが重要です。以上の取組を推進し区内外に発信することで、全国から起業家を募り、革新性と創造性に富む企業が集積するよう取り組んでいくことを期待します。

なお、スタートアップは、国や都においても様々な支援策が講じられているところですが、国・東京都の施策との差別化を図り、創業希望者にとって最も身近な自治体として、区は適切な支援を実施していく必要があります。新宿の特性を生かし、新宿でスタートアップする価値を創出できる支援が望ましく、特定の分野をターゲットにして施策を展開していくのかについても、今後の分析・検討に期待します。

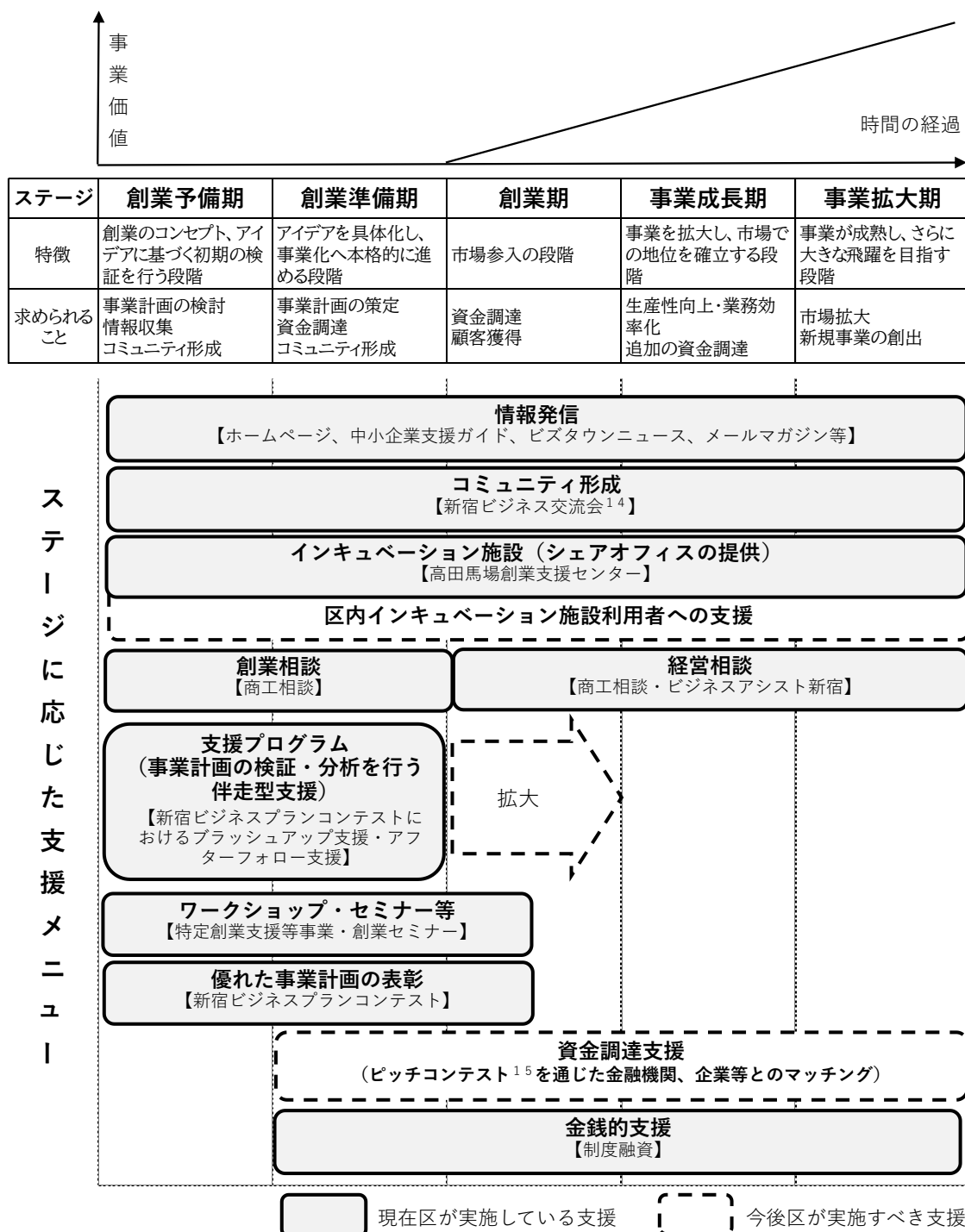
3. スモールビジネス支援について

新宿区には様々な業種の事業者が多数存在し、創業者はこうしたビジネス環境をメリットと受け止めていることから、区内で創業を考えている方に向けた支援情報を分かりやすく広く発信していくことが重要です。こうした情報発信や各種セミナー及び創業融資などの既存の事業を効果的に連動させて一体的な支援を実施していく必要があり、常に創業する方々の目線に立って、各施策の効果を最大化することを基本として、より充実した支援に発展させていくことを期待します。

4. 高田馬場創業支援センターについて

区は、平成 23 年から高田馬場創業支援センターを運営していますが、時代の変化によりインキュベーション施設も増加してきたことから、高田馬場創業支援センターのあり方を見直す段階にきているといえます。区内にある複数のインキュベーション施設利用者などに向けた起業プログラムなどの施策を展開するとともに、国や東京都、区における最新の産業振興施策を情報提供するなど広域的かつ効率的な支援を検討することが大切です。

【創業支援体制のイメージ】



¹⁴ 新宿ビジネス交流会・・・開催ごとにテーマを設定し、共通の目的を持った参加者に交流する機会を提供することで、区内中小企業・個人事業主の事業連携を支援する取組

¹⁵ ピッチコンテスト・・・スタートアップの起業家が投資家や審査員に対して、コンテスト形式によりビジネスアイデアをプレゼンテーションすること。事業の魅力や将来性をアピールすることより、資金調達の支援やパートナーシップを得ることを主な目的として開催される。

産業振興会議委員のコメント

1. 第7期新宿区産業振興会議 委員名簿

No.	氏名	区分	肩書等
1	植田 浩史（会長）	学識経験者	慶應義塾大学 経済学部教授
2	遠山 恭司（副会長）	学識経験者	立教大学 経済学部教授
3	長山 宗広（副会長）	学識経験者	駒澤大学 経済学部教授
4	則竹 達朗	区民	公募区民
5	笠井 咲	事業者	公募事業者
6	捧 恭子	事業者	公募事業者
7	窪川 達二	商店会	新宿区商店会連合会 副会長
8	井上 正	産業経済団体	一般社団法人 新宿区印刷・製本関連団体協議会 代表理事
9	富田 篤	産業経済団体	新宿区染色協議会 相談役
10	平山 薫	産業経済団体	一般社団法人新宿区中小企業診断士会 会長
11	伊藤 博通	産業経済団体	東京中小企業家同友会新宿支部 副支部長
12	篠崎 研一	金融機関	第一勧業信用組合 連携企画推進部 部長
13	塩月 恭	教育研究機関	早稲田大学 総長室社会連携課 課長

※産業振興基本条例に規定する区分順（同一区分では、氏名または団体名の 50 音順）に記載

※肩書等は委嘱当時のもの

2. 第7期新宿区産業振興会議 開催実績

回	日時	会場	主な議事、検討内容
第1回	令和5年11月14日（月） 午後6時～8時	産業会館 （BIZ 新宿）	・ 委嘱状交付 ・ 会長および副会長選出 ・ 第7期検討事項の概要について
第2回	令和6年2月2日（金） 午後3時～5時	産業会館 （BIZ 新宿）	・ 経営支援の現状について ・ 創業支援の現状について ・ ヒアリング対象事業者について
第3回	令和6年5月29日（水） 午後5時～7時	産業会館 （BIZ 新宿）	・ 創業支援及び経営支援に関するヒアリングと質疑応答 （1） 有限責任監査法人トーマツ （2） 株式会社ファイブスター
第4回	令和6年10月2日（水） 午後6時～8時	産業会館 （BIZ 新宿）	・ 令和5年度の事業実績について ・ 現在の業況について ・ 経営サポート事業について
第5回	令和7年2月3日（月） 午後3時～5時	産業会館 （BIZ 新宿）	・ 経営サポート事業について ・ 創業サポート事業について ・ 第7期報告書骨子（案）について
第6回	令和7年3月31日（月） 午後3時～5時	産業会館 （BIZ 新宿）	・ 第7期報告書（案）について
第7回	令和7年6月23日（月） 午後3時～5時	産業会館 （BIZ 新宿）	・ 第7期報告書（案）について

3. 新宿区産業振興基本条例

新宿区条例第9号

新宿のまちは、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統が息づく緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かな都市として発展を遂げてきた。暮らしの場、働く場、学びの場、集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れ、活力ある産業を育み、その魅力を向上させてきた。

産業は、私たちの生活と地域社会に密接な関わりを持つものである。産業は、私たちの生活に必要とされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域ににぎわいと豊かさをもたらし、私たちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。

私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重要なものであると確信する。

しかしながら、新宿のまちを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化し、社会構造の変化や生活様式の多様化により、中小企業者を始めとする事業者や商店街の活力を維持向上させるための環境は厳しさを増している。このような環境の改善に向けた取組を一層充実させるとともに、社会経済状況の変化に適応することができる創造力のある産業やその担い手を育成する必要性が生じている。

こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び新宿区その他産業に関わるすべてのものが、それぞれの役割を自覚し、一体となって「活力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって産業の振興を推進していく必要がある。

ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、新宿区（以下「区」という。）における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、区における産業の振興（以下「産業振興」という。）に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内に存する事務所

又は事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者及び区内において活動する者をいう。

(2) 事業者 区内において事業を行うものをいう。

(3) 商店会 区内における商店街の振興を目的として組織する団体をいう。

(4) 産業経済団体 区内に存する商工会議所その他の産業の振興を図ることを目的として組織する団体をいう。

(5) 金融機関 区内において事業を行う銀行、信用金庫、信用組合その他の機関をいう。

(6) 教育研究機関 区内において産業振興に資する調査研究及び教育を行う大学その他の機関をいう。

(基本理念)

第 3 条 産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、区、商店会、産業経済団体等が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とする。

2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。

3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。

4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処するため、創業のための環境を整備するとともに、創造力のある産業を育成することを基本とする。

(区の責務)

第 4 条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本的施策として実施するものとする。

(1) 事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。

(2) 産業振興に関するネットワークを形成すること。

(3) 産業に関する情報を収集し、及び発信すること。

(4) 産業振興を担う人材を発掘し、及び育成すること。

(5) 社会経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること。

(6) 創業及び事業承継のための環境を整備すること。

(7) 創造力のある産業を育成すること。

(8) 中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。

(9) 地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。

(10) 商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。

2 区は、前項の基本的施策（以下「基本的施策」という。）を実施するに当たっては、必要に応じて区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関との連携を図るものとする。

3 区は、基本的施策を効果的かつ効率的に実施するため、都市計画、文化、福祉、教育、環境等の施策との調整を図り、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。

4 区は、基本的施策を実施するに当たっては、組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、経営基盤の強化、当該事業活動に係る情報発信及び雇用の創出に努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動が従業員によって支えられていることから、従業員の育成と福利厚生増進に努めるものとする。

3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、その発展に寄与するよう努めるものとする。

(商店会の役割)

第6条 商店会は、商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進等地域におけるコミュニティを支える上で多面的で重要な役割を担っていることから、商店街の活性化に努めるものとする。

2 商店会は、商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が商店街の活力ある成長と発展をもたらすことから、当該事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の促進に努めるものとする。

3 商店会は、加入者を増やすことによりその組織力の強化を図るとともに、商店街において小売業等を営む事業者は、商店街の重要性を理解し、その活性化に協力するため、商店会に加入するよう努めるものとする。

(産業経済団体等の役割)

第7条 産業経済団体は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

2 金融機関は、事業者が経営基盤を強化し、及び経営革新に取り組むことができるよう、経営支援を行うことにより、産業振興の推進に寄与するよう努めるものとする。

3 教育研究機関は、産業振興に関する調査研究の成果の普及を図るとともに、産業振興を担う人材を育成するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第8条 区民は、産業が生活に必要とされる物やサービスを提供する等区民生活に密接に関わっていることから、その消費活動を通じて産業振興の推進に寄与するよう努めるとともに、区、事業者又は商店会が行う産業振興を推進するための様々な取組に協力するよう努めるものとする。

(産業振興施策の公表)

第9条 区長は、毎年1回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(産業振興会議の設置)

第10条 産業振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区産業振興会議（以下「産業振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 11 条 産業振興会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 次に掲げる事項について調査審議すること。

ア 基本的施策に係る重要な事項

イ 産業振興に関し、区長が諮問する事項

(2) 産業振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること。

(組織)

第 12 条 産業振興会議は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、学識経験を有する者、区民及び事業者（法人その他の団体にあっては、その構成員）並びに商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関のそれぞれの関係者のうちから、区長が委嘱する。

4 前 3 項に定めるもののほか、産業振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条までの規定及び次項の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年新宿区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4. 新宿区産業振興会議規則

新宿区規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区産業振興基本条例（平成23年新宿区条例第9号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、新宿区産業振興会議（以下「産業振興会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(組織)

第3条 産業振興会議の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 区民 1人
- (3) 事業者（法人その他の団体にあっては、その構成員） 2人以内
- (4) 商店会の関係者 1人
- (5) 産業経済団体の関係者 4人以内
- (6) 金融機関の関係者 1人
- (7) 教育研究機関の関係者 1人

(会長及び副会長)

第4条 産業振興会議に会長1人及び副会長2人以内を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、産業振興会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、産業振興会議が別に定めるところにより、その職務を代理する。

(会議)

第5条 産業振興会議は、会長が招集する。

- 2 産業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 産業振興会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 産業振興会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 産業振興会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 産業振興会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会に専門部会長を置き、専門部会長は専門部会に属する委員が互選する。
- 4 専門部会長は、専門部会を招集し、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査審議の経過及び結果を産業振興会議に報告する。
- 5 専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が定める。

(庶務)

第7条 産業振興会議の庶務は、文化観光産業部産業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年8月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新宿区産業振興会議 第7期 報告書

発行年月：令和7年8月

編集・発行：新宿区産業振興会議

事務局：新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023

東京都新宿区西新宿六丁目8番2号

電話 03-3344-0701

印刷物作成番号

2025-〇-〇〇

※この印刷物は、森林資源の保護とリサイクル促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

※この印刷物は、業者委託により〇部印刷製本しています。その経費として、1部あたり〇円（税抜き）がかかっております。ただし、編集時の職員人件費や配送経費等は含んでいません。